

水戸・勝田都市計画緑地の変更（茨城県決定）

都市計画緑地中1号沢渡川緑地を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
緑地	1	沢渡川緑地	水戸市緑町2丁目 緑町3丁目 見和1丁目 自由ヶ丘	約20.0ha	河岸緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路3・5・103自由ヶ丘常磐町線の全区間が廃止されることとなったことから、緑地の連続性を確保し、安らぎや潤いを感じられる水辺環境や緑地空間の保全を図るため、廃止される道路の一部区域を沢渡川緑地区域に取り込み、本案のとおり都市計画緑地を変更するものである。

理 由 書

水戸市は、茨城県のほぼ中央に位置する県庁所在都市で、水戸駅を中心とした市街地と千波湖・那珂川等の豊かな自然、更には偕楽園や弘道館等の歴史的資源が一体となり、まちを形成している。

特に、自然環境については、水戸市都市計画マスタープランにおいて、維持と保全、再生を図るとともに、多様な生物の生息地としての環境を守り、市民が自然と触れ合える憩い・レクリエーションの場としての空間づくりを進めることとしている。

今回変更する沢渡川緑地は、偕楽園の北西に位置し、沢渡川に沿って広がる緑地である。昭和 55 年に都市計画決定され、その後昭和 61 年の区域拡大を経て、沢渡川の整備とともに、順次緑地の整備を進めてきたところである。

一方、近年の少子高齢社会の到来や人口減少など、都市計画道路を取り巻く社会情勢が大きく変化してきていることから、水戸市において、当初決定後 20 年を経過した未着手路線を対象に道路網の再検討が行われ、沢渡川緑地を分断して都市計画決定されている、3・5・103 自由ヶ丘常磐町線の全区間が廃止されることとなった。

今回の変更は、緑地の連続性を確保し、安らぎや潤いを感じられる水辺環境や緑地空間の保全を図るため、廃止される都市計画道路の一部区域を沢渡川緑地区域に取り込むものである。

都市計画を変更する土地の区域

都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

水戸市 緑町2丁目，緑町3丁目，見和1丁目，自由ヶ丘 の各一部

削除する部分

水戸市 自由ヶ丘 の一部

新 旧 対 照 表

	種 別	名 称		位 置	面積	備考
		番 号	公 園 名			
新	緑地	1	沢渡川 緑地	水戸市緑町2丁目 緑町3丁目 見和1丁目 自由ヶ丘	約 20.0ha	河岸緑地
旧	緑地	1	沢渡川 緑地	水戸市緑町2丁目 緑町3丁目 見和1丁目 自由ヶ丘	約 18.7ha	河岸緑地

現 況 説 明 書

水戸・勝田都市計画区域は、県のほぼ中央部、東京都心からおおむね 100km 圏内に位置し、首都圏の産業・人口の適正な配置を図り、業務管理、都市的サービス等の機能の積極的な集積を図ることを目的として、首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されている（城里町を除く）。

水戸市は、茨城県のほぼ中央に位置する県庁所在都市で、水戸駅を中心とした市街地と千波湖・那珂川等の豊かな自然、更には偕楽園や弘道館等の歴史的資源が一体となり、まちを形成している。

市内には都市の中で豊かな景観を形成し、身近に自然とふれあえる場として、5箇所、面積約 100.5ha の緑地が都市計画決定されている。

今回変更する沢渡川緑地は、偕楽園の北西に位置し、沢渡川に沿って広がる市街地に囲まれた緑地である。昭和 55 年に都市計画決定され、その後昭和 61 年の区域拡大を経て、沢渡川の整備とともに、順次緑地の整備を進めてきた。

今回、水戸市における都市計画道路網の再検討で、これまで沢渡川緑地の区域を分断する形で都市計画決定されていた、3・5・103 自由ヶ丘常磐町線の全区間を廃止することとしたことから、一部緑地の区域を拡大し、より一層の都市景観の向上及び風致の維持を図り、快適で潤いのある都市環境の形成が望まれている。

工 事 費 概 算 書

番 号 名 称	用地費	物件移転費	築造費	事務費	合 計
1 沢渡川緑地	千円 40,530	千円 0	千円 157,406	千円 0	千円 197,936

都計諮問第9号

沢渡川緑地

A=18.7ha

A=20.0ha

